Deloitte.



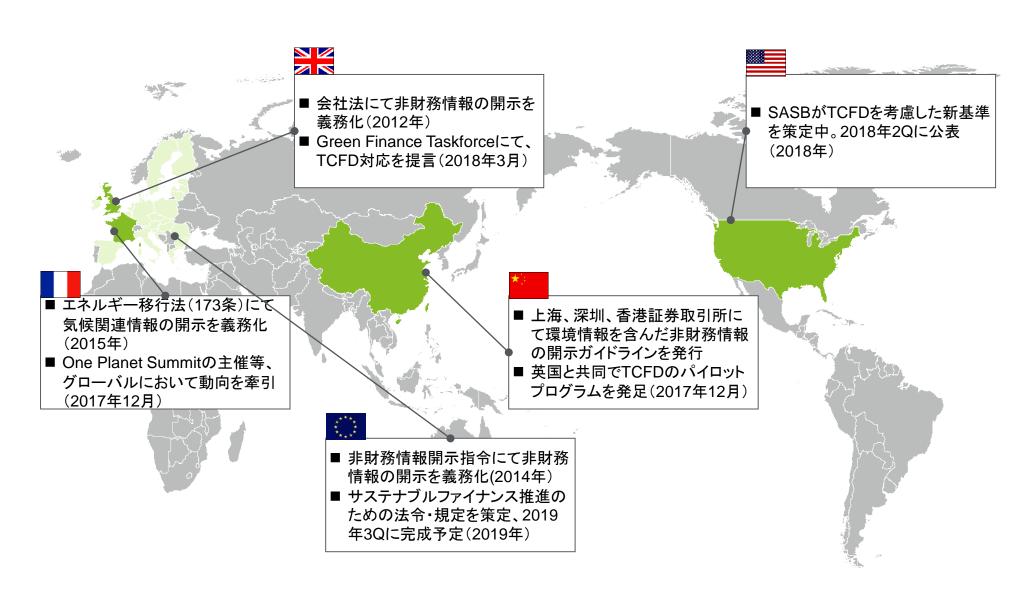
参考資料 気候変動をめぐる企業の情報開示についての各国制度の概況等

2018年8月8日 デロイトトーマツ コンサルティング合同会社



1.気候変動を取り巻く各国・地域の動向 (EU、英、仏、米、中について)

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向(EU、仏、英、米、中について)】 各国でも既存の開示制度に気候変動の要素を組み込む動きが活発化している

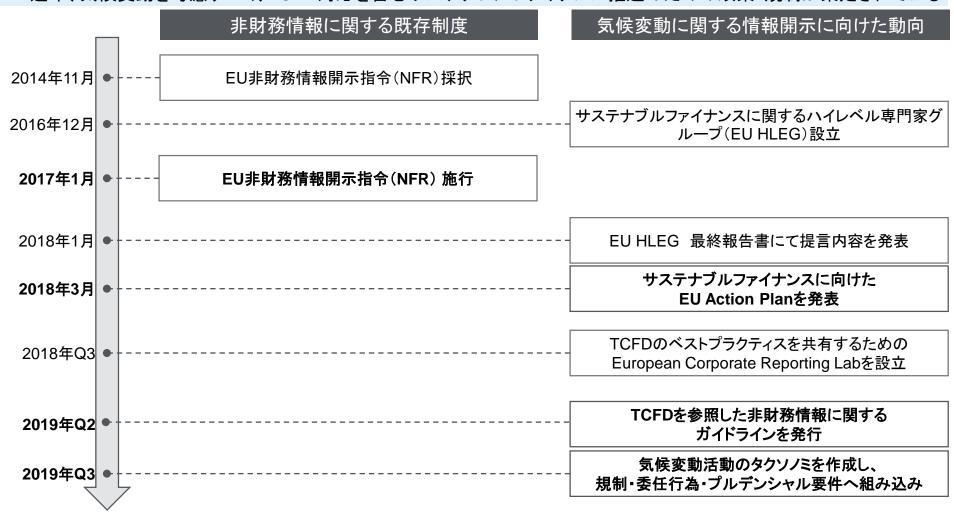


【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:EU (1/4)】

EU:2017年に非財務情報開示指令が施行される。

2018年以降、サステナブルファイナンス推進のための政策・規制が策定されている

- 2014年11月に非財務情報開示指令(NFR,2014/95/EU)が採択され、非財務情報に関する開示が義務化された
- 近年、気候変動を考慮すべく、TCFD対応を含むサステナブルファイナンス推進のための政策・規制が策定されている



【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:EU (2/4)】

欧州委員会はサステナブルファイナンス推進のためのアクションプランを発表

● 2018年3月8日、EU HLEGは欧州委員会に対してEU版サステナブルの定義(タクソノミ)、EUエコラベル作成、金融機関に対する義務・規制・要請の強化、企業報告の透明性向上を提言した

アクションプラン策定背景

- パリ協定の目標達成のためには民間資本をサステナブルな投資に向ける必要があり、そのためには金融システムの安定化確保や経済における透明性・長期的視点の育成が重要であると考えられた
- そのため欧州委員会は2016年に「サステナブルファイナンスに関するハイレベル専門家グループ(EU HLEG)」を設立し、2018年1月31日にはEU HLEGの最終提言書にてサステナブルファイナンスに関する8つ提言が発表された
- 2018年3月8日、欧州委員会はEU HLEGの提言内容を踏まえサステナブルファイナンス推進のためのアクションプラン"Financing Sustainable Growth"を発表
- EU版サステナブルの定義、EUエコラベルの作成、金融機関に対する義務・規制・要請の強化等を検討する方針を示した

欧州委員会 アクションプラン概要

2 グリーンファイナンス商品の基準およびラベルの作成

3 持続可能なプロジェクトへの投資の促進

4 投資アドバイスにおける持続可能性の組み入れ

5 サステナビリティ・ベンチマークの開発

格付けおよびリサーチにおけるよりよい サステナビリティの組み込み

7 機関投資家およびアセットマネージャーの義務の明確化

8 プルデンシャル(健全性)要件への サステナビリティの組み込み

9 持続可能な開示と会計ルールの強化

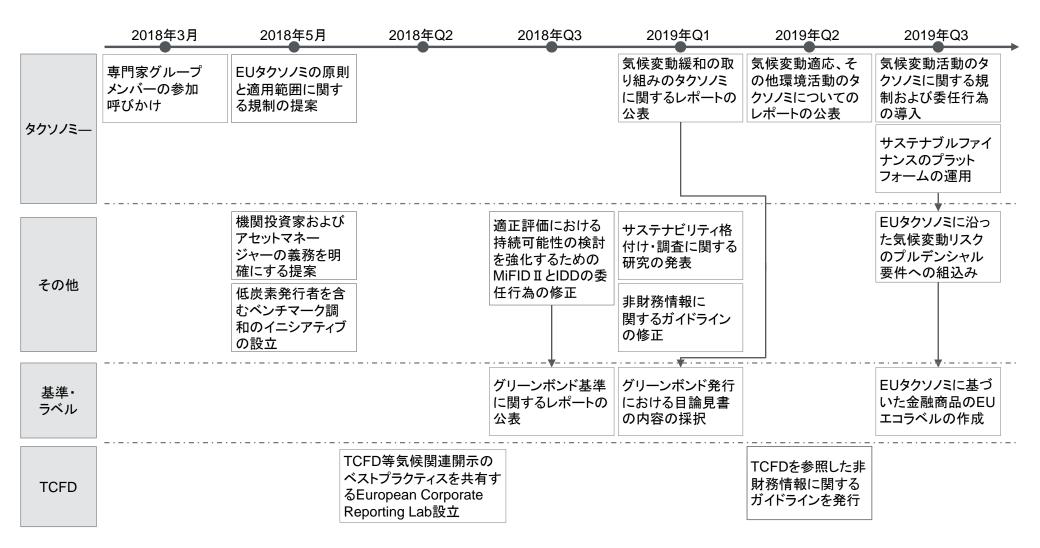
10 持続可能なコーポレートガバナンスの促進と 資本市場における短期的な投資の減衰

5

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:EU (3/4)】



2019年Q2にTCFDを参照した非財務情報に関するガイドラインを発行する予定



【気候変動を取り巻く各国・地域の動向: EU (4/4) 】 タクソノミ FSGファクター ベンチマーク MiFID II に関



タクソノミ、ESGファクター、ベンチマーク、MiFIDⅡに関する進捗が公表された

● 2018年5月24日に、欧州委員会によりEUタクソノミ、投資家の義務・開示、金融商品指令の元で委任される法律改正 について検討が法案化が進んでいると発表された

概要

1

EU統合分類システム (タクソノミ―)についての提言

- 経済活動が持続可能かどうかを判断するための統合基準を設定することを目的とする
- 段階的に、既存の市場慣行とイニシアティブを踏まえ、技術家グループのアドバイスを参考にして 「持続可能」とみなされる活動を特定する
- 将来的にタクソノミ―が持続可能な金融商品の基準・ラベルの基礎となりうると考えられている

2

投資家の義務・開示 についての提言

- 機関投資家が意思決定プロセスにおいてESG要素をどのように統合すべきかについて、一貫性と明確さを規制により提供することを目的とする
- 機関投資家は、投資がESGの目標とどのように整合しているかを実証し、その義務をどのように遵守しているかを開示する必要がある
- 正確な要件は、後の段階で採択される法律によってさらに特定される

3

低炭素に関するベンチマーク についての提言

- 新ベンチマークにより、企業のカーボンフットプリントが公表され、投資家はポートフォリオ中のカーボンフットプリントに関する多くの情報を得ることができ、パリ協定における2°C以下に気温上昇を抑制するという目的ともより整合する
- 法律により低炭素・脱炭素に関するベンチマーク、もしくはポジティブ・カーボン・インパクトベンチマークが設定される

4

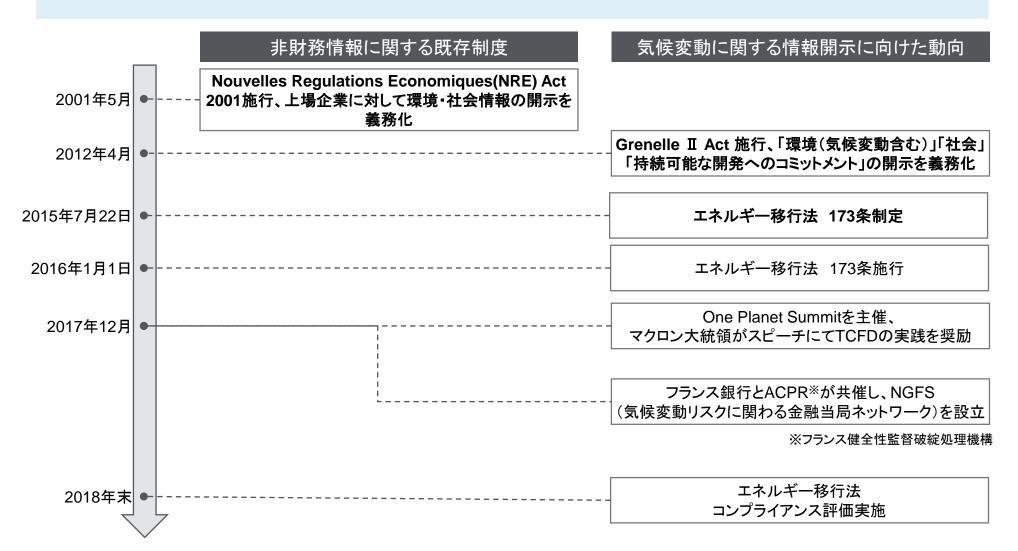
サステナビリティに関する顧客へのよりよい助言に関しての提言

- 金融商品指令(MiFIDⅡ)の元で委任された法律を改正することを目的とする
- 投資商品が顧客のニーズを満たすかどうか評価する際に、この改正ルールに従って各顧客の持続可能性の嗜好も考慮する必要がある
- 投資会社・保険代理店が個々の顧客に提供するアドバイスにESGの考慮事項をどのように含める べきかのパブリックコンサルテーションを開始する(2018年5月24日~6月21日)

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:フランス (1/3)】 フランス:2012年より気候変動に関する情報開示を義務化



● 先進的に気候変動に関する情報開示を推進しており、2012年にGrenelle II Act、2016年にエネルギー移行法を施行



【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:フランス (2/3)】

Grenelle Ⅱ Act (2012年): 非財務情報「社会」「環境(気候変動)」 「は結束性な関系のコミットかよりに関する情報の関ラな美変化

「持続可能な開発のコミットメント」に関する情報の開示を義務化

- 2001年に上場企業に対して環境・社会情報の開示を義務化(NRE Act 2001)
- 2012年には規制対象を上場企業から従業員500人以上のすべての企業に、開示項目を30から40に拡大した

制度名•制度概要

■ Grenelle II Act(2012年)

- ▶ 2001年、上場企業に対して年次報告書における環境・社会情報の開示を義務化 (NRE Act 2001)
- ▶ 2012年に発行されたGrenelle II Actでは、開 示項目が30から40に増加。「社会」「環境」「持 続的な開発へのコミットメント」の3区分での報 告が義務化され、気候変動も「環境」にて開示

対象企業

■ 従業員500人超

- 純売上高4,000万ユーロ以上、または総資産 2,000万ユーロ以上
- 社会的影響の大きな企業
 - 上場企業
 - 金融機関
 - 保険会社
- 純売上高1億ユーロ以上の非上場企業、 非上場ファンド

(出所) GRI "Member State Implementation of Directive 2014/95/EU"

開示内容詳細

■対象領域

- 環境に関する事項
- 社会/従業員に関する事項
- 人権に関する事項
- 汚職・贈収賄に関する事項

■記載項目

- ビジネスモデルの説明
- 非財務に関する企業方針、企業方針の結果
- 非財務事項と事業活動に関連する主なリスク
- 非財務に関するKPI

■ 報告方法

- 決算日から8か月以内のアニュアルレポート
- ウェブサイトにて5年間掲載

■監査人の関与

• 従業員が500人超かつ売上高1億ユーロまた は総資産1億ユーロ以上の企業に限りステートメントの記述と内容に関与

■ 罰金

- 関係者より開示を求められない限りなし
- その後開示がなかった場合、罰金が課される

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:フランス (3/3)】 エネルギー移行法にて、気候変動リスク等を上場企業・機関投資家等に開示要請

● 2015年7月22日に、上場企業・金融機関/信用機関・機関投資家に向けて情報開示の義務化を図る エネルギー移行法(Energy Transition for Green Growth Act、第173条)が制定される

上場企業・金融機関/信用機関・機関投資家に対して、 規定の内容を、アニュアルレポートで開示することを要請

以下の内容の開示を要請

アニュアルレポート

● 気候変

- |・ 気候変動における金融リスク
- |• リスクを減らすための指標
- 企業行動や商品の提供・使用における気候変動へ の影響

金融/信用機

上場企業

以下の内容の開示を要請

アニュアルレポート

- 過剰レバレッジのリスク(炭素に限定しない)
- 気候変動シナリオを含む通常ストレステストによっ て明らかとなったリスク

機関投資家

以下の内容の開示を要請

アニュアルレポート

- 投資判断の際に考慮するESGクライテリア情報
- 投資方針において国が推進するエネルギー移行 戦略をどのように考慮しているか

機関投資家にはESGインテグレーション・気候変動関連リスク・脱炭素化に向けた取り組みに関する情報を要請

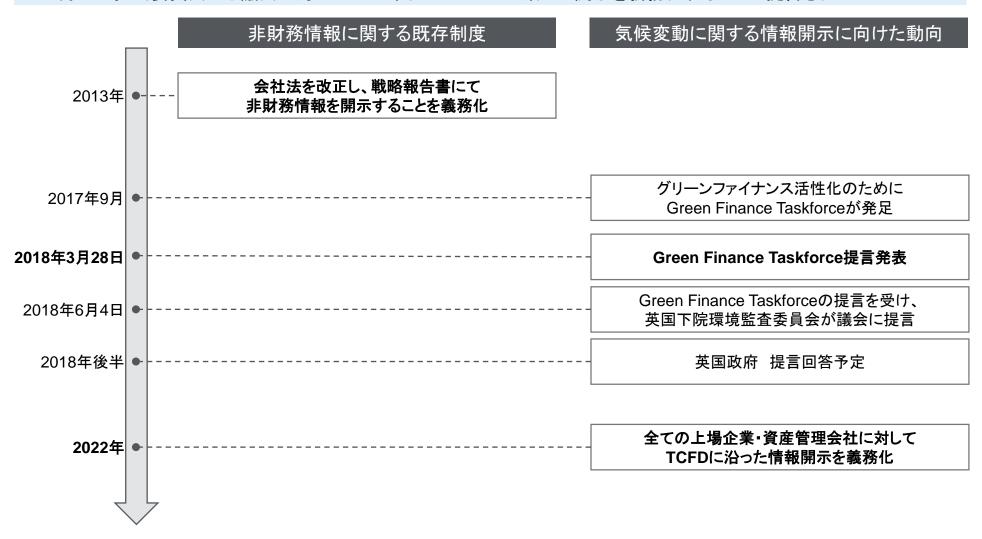
機関投資家への要請

- ESGインテグレーションに関する情報
 - ✓ 投資判断やリスク管理においてESG情報をどのように考慮しているか
 - ✓ (運用会社に対して)ESGインテグレーションを実施 しているファンド名と運用残高
 - ✓ ESG分析の手法と理由付けの手法、分析と取組実 施結果に関する情報
- 気候変動関連リスクに関する情報
 - ✓ 気候変動が直接的にもたらすリスクと、エネルギー 転換がもたらすリスク
 - ✓ 温暖化防止のための国際合意や「フランス低炭素 戦略」での目標達成に向けた貢献へのアセスメント
- 脱炭素化目標に向けた自主的取組に関する情報
 - ✓ 脱炭素化に向けて、自主的に定めた達成目標
 - ✓ 自主的目標を達成するための投資ポリシーの変更、 ダイベストメント、エンゲージメントなど具体的方策

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:イギリス (1/4)】

イギリス: Green Finance Taskforceを中心にTCFD対応を推進

- 2017年にGreen Finance Taskforceが発足し、2018年3月にグリーンファイナンス活性化のための政策・規制を提言
- 6月には担当委員会から議会に対して2022年までにTCFDに沿った開示を義務化することが提言された



【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:イギリス (2/4)】 戦略報告書で非財務情報(環境)の開示が求められ、監査人の関与も必要である

● 会社法にて、従業員500人以上の企業に対して非財務情報の開示を戦略報告書で行うことが義務化されている

制度名

■ The Companies, Partnerships and Groups (Accounts and Non-financial Report)
Regulation No.1245

※会社法(2013年改訂)

対象企業

- 従業員500人以上
- 社会的影響の大きな企業
 - 上場企業
 - 金融機関
 - 保険会社

開示内容詳細

■対象領域

- 環境に関する事項
- 社会/従業員に関する事項
- 人権に関する事項
- 汚職・贈収賄に関する事項

■記載項目

- ビジネスモデルの説明
- 非財務に関する企業方針、及び企業方針の 結果
- 非財務事項と事業活動に関連する主なリスク
- 非財務に関するKPI

■ 報告方法

• 戦略報告書

■ 監査人の関与

- ステートメントの記述および経営者報告書の レビューの一環で開示内容の整合性をチェック
- 罰金
 - ケースバイケースであり、責任者に課される

(出所)GRI "Member State Implementation of Directive 2014/95/EU"

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:イギリス (3/4)】 2018年3月にGreen Finance Taskforceが提言を発表



- 2018年3月にGreen Finance Taskforceが英国におけるグリーンファイナンス活発化のための提言を作成
- 提言ではTCFDの実行についても言及されており、英国政府は今年後半に提言への回答を発表予定

Green Finance Taskforce概要

- 英国政府はクリーンな成長を英国経済の「大きな挑戦」 の一つと認識し、低炭素技術・システム・サービスへの 移行を、英国産業の利点を最大限に生かす絶大な機 会として捉えている
- そのためグリーンファイナンスの活発化を目指し、英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS: Department for Business, Energy & Industrial Strategy) は140以上の官民の組織が参加するグリーンファイナンスタスクフォースを設立
- 2018年3月、グリーンファイナンスタスクフォースは英国 におけるグリーンファイナンスの活発化のための提言を 作成

<u>今後のステップ</u>

- 提言のほとんどは1~2年の比較的短期間で実行できる アクションが多く、この提言を第一歩として継続的にグ リーンファイナンスを活発化させることを目指している
- 英国政府は今年後半に提言への回答を発表する予定

C. C				
1	新しい統一ブランドを通じた 英国グリーンファイナンスの促進			
2	データ分析による気候リスクマネジメントの改善			
3	TCFD提言の実行 (既存の英国のコーポレートガバナンスおよび 報告フレームワークとTCFDの統合等)			
4	グリーン融資商品の需給の推進			
5	革新的クリーン技術への投資の促進			
6	投資家の役割・責任の明確化			
7	グリーンソブリン債の発行			

Green Finance Taskforce 提言内容

9

10

(出所) Green Finance Taskforce 「Accelerating Green Finance」

グリーンで回復力のあるインフラパイプラインの建設

地方支援による包括的な支援の促進

グリーンファイナンスとレジリエンスの統合

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:イギリス (4/4)】 英国議会に対してTCFDに沿った気候変動リスクの情報開示の義務化を提言



● 2018月6月4日、Green Finance Taskforceの提言を受け、英国下院環境監査委員会は議会に対して2022年までに TCFDに沿った情報開示を義務化し、開示対象を上場企業だけでなくアセットオーナーにも拡大するよう提言



House of Commons
Environmental Audit Committee

Greening Finance: embedding sustainability in financial decision making

Seventh Report of Session 2017–19

Report, together with formal minutes relating to the report

Ordered by the House of Commons to be printed 23 May 2018

> HC 1063 Published on 4 June 2018 by authority of the House of Commons

"Greening Finance embedding sustainability in financial decision making"

3 Climate risk reporting

Who should TCFD apply to?

- 52.The Government 'has endorsed the recommendations and encouraged all publicly—listed companies to implement them, in line with the TCFD's voluntary approach.' We asked Ministers what action they had taken to 'encourage' companies to adopt the recommendations, but they were unable to list any specific actions.

 政府は、TCFDに沿った情報開示を促進するための対策が十分に取れていない
- 58.Given the long time-scales and large sums of money involved in the management of pension funds, it is important that climate risk reporting applies equally to asset owners (such as pension funds) and their investment managers, not just listed companies as the Government has suggested.

上場企業だけでなく、アセットオーナーにも情報開示を適用することが重要である

Recommendations of the Green Finance Taskforce

■ 87. The Government should set a deadline that it expects all listed companies and large asset owners to report on climate-related risks and opportunities in line with the TCFD recommendations on a comply or explain basis by 2022. The UK's existing framework of financial law and governance could and should be used to implement climate-related risk reporting as the Green Finance Taskforce has recommended.

政府は、2022年までに上場企業全てとアセットオーナーにTCFDに沿った情報開示を義務 化すべきという期限を設けるべきである

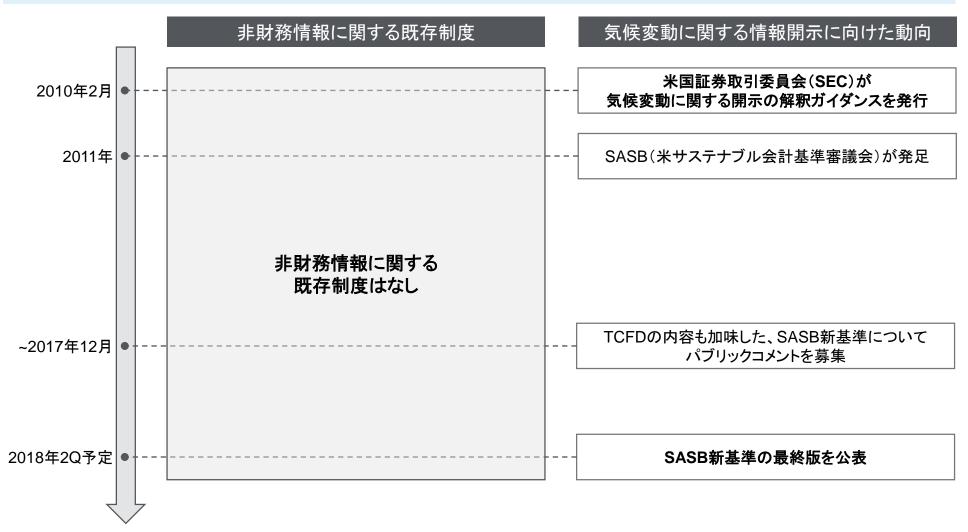
(原文より英文抜粋)

(出所)英国下院環境監査委員会"Greening Finance embedding sustainability in financial decision making"

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:アメリカ (1/3)】 アメリカ:SASBがTCFDも踏まえた新基準を作成中



● SASBがTCFDの内容を加味した新基準を作成しており、SECの開示媒体に影響を与える可能性もある



(出所)University of Cambridge "Sailing from different harbours"、SASB(https://www.sasb.org/standards/calendar-of-activies/

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:アメリカ (2/3)】 米国証券取引委員会(SEC)はガイダンスを公表。重要な気候変動の情報を例示

● 2010年、米国証券取引委員会(SEC)が「気候変動に関する開示の解釈ガイダンス "Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change"を公表し、規則S-Kにおいて重要な気候変動情報を例示



U.S. SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION

SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION

17 CFR PARTS 211, 231 and 241

[Release Nos. 33-9106; 34-61469; FR-82]

Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change

AGENCY: Securities and Exchange Commission.

ACTION: Interpretation.

SUMMARY: The Securities and Exchange Commission ("SEC" or "Commission") is publishing this interpretive release to provide guidance to public companies regarding the Commission's existing disclosure requirements as they apply to climate change matters.

EFFECTIVE DATE: February 8, 2010.

FOR FURTHER INFORMATION CONTACT: Questions about specific filings should be directed to staff members responsible for reviewing the documents the registrant files with the Commission. For general questions about this release, contact James R. Budge at (202) 551-3115 or Michael E. McTiernan, Office of Chief Counsel at (202) 551-3500, in the Division of Corporation Finance, U.S. Securities and Exchange Commission, 100 F Street, NE, Washington, DC 20549.

SUPPLEMENTARY INFORMATION:

I. Background and purpose of interpretive guidance

A. Introduction

Climate change has become a topic of intense public discussion in recent years.

Scientists, government leaders, legislators, regulators, businesses, including insurance companies, investors, analysts and the public at large have expressed heightened interest in climate change. International accords, federal regulations, and state and local laws and

■ SECに提出する書類の開示内容を規定する規則S-Kに おける、開示すべき重要な気候変動の情報の例示内 容は以下の通り

Item 101「事業の説明」

- 環境保護に関する法令の遵守が資本的支出、収益及 び競争力に与える重要な影響
- 当期及び将来期間の環境管理設備に対する重要な資本的支出の見積額

Item 103「法定手続」

• 環境保護を目的とした法令に係る行政手続又は訴訟 手続のうち重要なもの

Item 503c「リスク要因」

|• 環境に関するリスク要因

Item 303「MD&A」

● 環境に関して事業活動、流動性、資本源泉に影響を与える事象

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:アメリカ (3/3)】 SASBは、TCFDの内容を踏まえた新基準を2018年2Qに成文化予定



● 非財務情報の会計基準を作成するSASB(サステナビリティ会計基準審議会)は、2018年2Qに新基準を成文化予定であり、TCFDに関する内容も加味されている

SASBは非財務情報の会計基準を作成しており、産業分野ごとの具体的な指標を設定しているという特徴を持つ

SASB(サステナビリティ会計基準審議会)とは

■ SASB(サステナビリティ会計基準審議会)は、財務会計基準を取りまとめる民間団体の米国財務会計基準審議会(FASB)と同じ位置づけを非財務情報の分野で目指す、米国の非営利民間団体である。

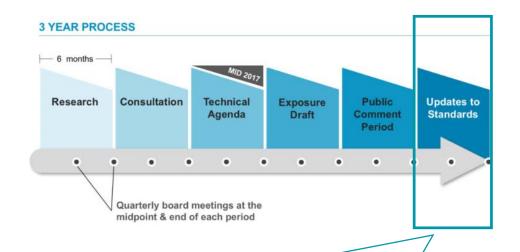
対象組織

■ 米国上場企業を対象組織を対象/議長の交代により米 国に限らずグローバルでの適用も目指す

対象となる開示情報

- Form 10-Kなどの法定財務報告(日本の有価証券報告書に相当)に加え、グローバルでの重要なサステナビリティ情報の記載での適用を目指す
- 産業分野ごと(11のセクター、79のインダストリー)に具体的な指標(定量、定性)を設定。ESGを基礎とした5カテゴリー(環境、社会資本、人的資本、ビジネスモデル・イノベーション、指導者とガバナンス)、43指標を基に重要性の判断を行った上で、各セクターごとの評価指標を策定する

SASBは2015年から新基準作成に着手しており、 2018年8月にTCFDも踏まえた新基準を公表予定である



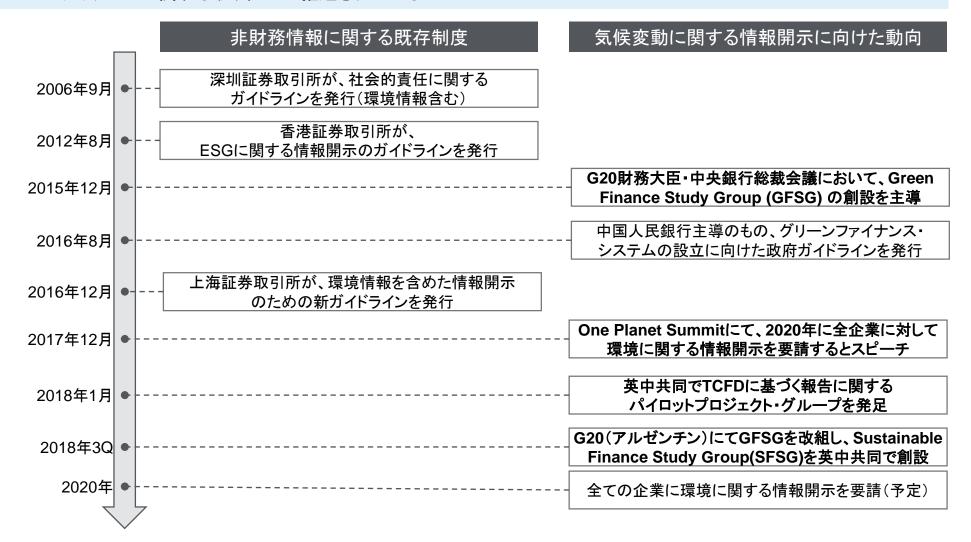
2018年2Q:

TCFDの内容を踏まえた基準書の最終版を公表予定

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:中国 (1/3)】 中国人民銀行を中心にグリーンファイナンスに関する動向が活発化



● 中国人民銀行(PBoC)を中心として、英国との共同や、G20、財務・経済・環境省庁との連携等、国内外問わずグリーンファイナンスに関する取り組みが推進されている



【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:中国 (2/3)】 各証券取引所にてアニュアルレポートにおける開示が要請されている



● 上海·深圳·香港の証券取引所が上場企業に対して環境·社会·労働に関する情報をアニュアルレポートにて開示することを要請

制度名

- SSE Guideline on Environmental information Disclosure by Listed Companies (上海証券取引所)
- Social Responsibility Instructions to Listed Companies, Standard Operation Guidelines for Listed Companies (深圳証券取引所)
- Environmental, Social and Governance Reporting Guide (香港証券取引所)

対象企業

■各証券取引所の上場企業

開示内容詳細

■ 対象領域

- 環境に関する事項
- 社会/労働に関する事項

■ 記載項目

- 環境問題のビジネスとの関係
- 環境保護に関する企業方針、戦略、目的、優先度
- 環境保護に関するKPI(香港のみ)

■報告方法

- アニュアルレポート
- 監査人の関与
 - (調査中)

■罰金

• 環境保護法に基づく

(出所)上海証券取引所、深圳証券取引所、香港証券取引所 HP

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:中国 (3/3)】 中国人民銀行を中心としてグリーンファイナンスを推進している

- **★**}:
- 中国人民銀行のMa Jun氏を中心として、G20、財務・経済・環境各省と連携してグリーンファイナンスを活性化
- 2020年までに全企業に対して環境情報の開示を要請する予定であり、TCFDに沿った開示に向け英中で共同研究中

中国人民銀行を中心として、G20、財務・経済・環境各省 が連携し、国内・海外のグリーンファイナンスを推進



中華人民共和国国務院

- ■財務部 (=財務省)
- 国家発展改革委員会(=経済産業省)
- ■環境保護部(=環境省)
- 中国証券監督管理委員会
- 中国保険監督管理委員会
- 中国銀行管理委員会



中国人民銀行(中国の中央銀行)



Ma Jun 氏

中国金融協会 グリーン金融委員会委員長 中国人民銀行総裁特別顧問

- ✓ One Planet Summitスピーカー
- ✓ G20 GFSG共同議長

2020年までに全企業に対して環境情報の開示を要請。 英中共同でTCFDに沿った開示のためのプログラムを発足

One Planet Summit 2017におけるスピーチ

- 2017年12月にフランスで開催されたOne Planet Summitにて、中国人民銀行のMa Jun氏がスピーチ
- 2020年に、すべての企業が環境への影響について 情報開示することを要請すると発言

英国とのパイロットプロジェクト・グループの発足

- 2018年1月気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)に基づく報告に関するパイロットプロジェクトを発足
- 英国からはHSBC、AVIVA Investors、ハーミーズ・インベストメント・マネジメント、Brunel Investments、中国からは中国工商銀行、興業銀行、華夏アセットマネジメント、香港からE Fund Management等が参画
- 英国・中国金融対話でも支持されている
- 2018年3月28日には英中共同のGreen Finance Centerを設立した

(出所)上海証券取引所、深圳証券取引所、香港証券取引所 HP

【気候変動を取り巻く各国・地域の動向:日本】 開示制度はないがスチュワードシップコードやコーポレートガバナンスコードにて言及

● 気候変動を含む情報開示を要請する開示制度はないが、スチュワードシップコードやコーポレートガバナンスコード、 金融審議会ディスクロージャーワーキンググループの報告書にてESGについて言及されている

スチュワードシップ・コード ESG言及部分

指針3-3

把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会(社会・環境問題に関するもの*を含む)及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。(後略)

*ガバナンスと共にESG要素と呼ばれる。

(出所)「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫ (2017/5/29)

金融審議会ディスクロージャー <u>ワーキング・</u>グループ報告書 ESG言及部分

7頁、脚注17

「有価証券版報告書では、公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を記載することが求められており、個別に記載が求められている事項のほか、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項(いわゆるESG要素)が発行体の事業や業績に重要な影響を与える場合には、有価証券報告書の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、MD&A、事業等のリスクの項目において、それらの事項についての開示が求められる。

コーポレートガバナンス・コード ESG言及部分

基本原則2の考え方(抜粋)

(前略)近時のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、いわゆるESG(環境、社会、統治)問題への積極的・能動的な対応をこれらに含めることも考えられる。

原則2-3

(社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題) 上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー(持 続可能性)を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則2-3①

取締役会は、サステナビリティー(持続可能性)を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

(出所)コーポレートガバナンス・コー (2018/6/1)

(出所)「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2018/6/28)

2.TCFDを取り巻く開示フレームワークについて

【TCFDを取り巻く開示フレームワークについて(1/3)】 気候変動に関する開示フレームワークはGRI、CDP、IIRC、TCFD等複数存在する

● 気候変動に関する開示フレームワークは複数存在し、2000年にGRI、2002年にCDP、2013年にIIRC、2017年にTCFDが公表されており、主要な国際的開示フレームワークとなっている

	概要	扱う気候変動情報	開示方法	第三者の活用方法	企業の活用方法
Global Reporting Initiative	公表時期: 2000年6月 目的: 経済・環境・社会に与える インパクトを組織が報告で きるようにするため	以下に関する情報 原材料・エネルギー・水・ 生物多様性・排出量・廃 水・廃棄物・環境コンプラ イアンス・サプライヤー環 境評価	独立したサステナビリティ 報告書として作成することもできるが、多様な媒体や様式による開示情報の参照を想定した報告書として作成も可能である	利用者: マルチステークホルダー 方法: 企業のサステナビリティ 活動を包括的に認識する	ステークホルダーとコミュ ニケーションするべき サス テナビリティ情報の整理 に 活用
DRIVING SUSTAINABLE ECONOMIES CDP	公表時期: 2002年 目的: 事業・投資・政策判断において必要な情報を提供するため	以下に関する情報 ・ 気候変動管理 ・ リスクと機会 ・ 排出量	CDPが世界の上場している上位企業に対し、標準化された質問書を送付し、企業が回答し、評価結果がCDPデータベース上で開示される	利用者: 投資家 方法: 意思決定やリスク管理、 機会の最大化に繋げる	フレームワークの活用に よって 気候関連活動のリ ス ク・機会の認識 を行う
INTEGRATED (IR) REPORTING IIRC	公表時期: 2013年12月 目的: 財務資本の提供者に対し、 組織が長期的な価値創造 を説明するため	外部環境を理解する上で 以下の情報 ・ 気候変動に関連する一般的な問題 ・ エコシステムの損失 ・ 資源の不足	独立した統合報告書又は その他の報告書の中で、 独立した識別可能な形式 で開示される	利用者: 投資家 方法: 知的資産、ブランド、環境 資源の活用など無形の要 素を投資判断に組み込む	統合思考に基づいた、 <u>企</u> <u>業価値向上のストーリー</u> <u>を整理</u> する
TCFD MASS FORCE AND CHARLES BY A PER	公表時期: 2017年6月 目的: 企業が一貫した気候関連 のリスクと機会の財務的 影響を情報開示するため	以下の領域の情報 ・ ガバナンス ・ 戦略 ・ リスク管理 ・ 指標と目標	企業は気候関連財務情報 を <u>一般的な年次財務報告</u> 書などで開示する	利用者: 投資家 方法: 金融市場において、意思 決定に役立つ気候関連情報として利用する	定性分析だけではなく、シナリオ分析を用いて定量分析を行い気候関連のリスクと機会の財務的影響を把握

【TCFDを取り巻く開示フレームワークについて(2/3)】 TCFDの開示フレームワークはGRI、CDP、IIRCを参照している

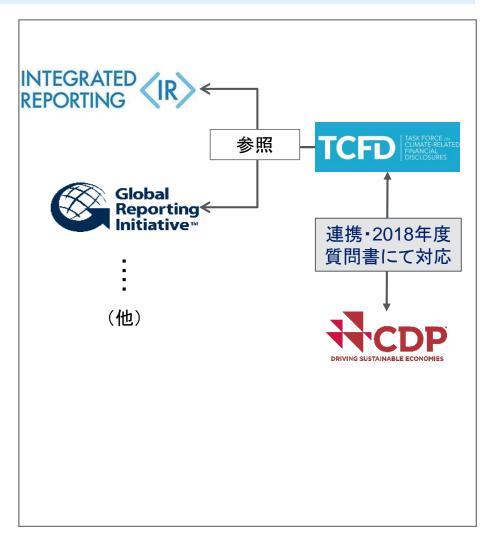
- TCFDの開示フレームワークは既存のフレームワークであるGRI、CDP、IIRC等を参照している
- 特にCDPは2018年より質問項目をTCFDと整合させているため、TCFD推奨の開示項目を網羅している

	TCFD開示項目	GRI	CDP	IIRC
ガバ	気候関連のリスク及び機会についての、取締役会による監視体制を説明する	0	0	0
ナンス	気候関連のリスク及び機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明する	0	0	_
	組織が選別した、短期・中期・長期の気候変動のリスク及び機会を説明する	0	0	0
戦略	気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響を説明する	0	0	0
	2°C以下シナリオを含む様々な気候関連シナリオに基づく検討を踏まえ、 組織の戦略のレジリエンスを説明する	_	0	_
IJ	組織が気候関連リスクを識別・評価するプロセスを説明する	0	0	_
スク管理	組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する	_	0	0
理	組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが組織の 総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する	_	0	0
指	組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する	0	0	0
標	Scope1,2および当てはまる場合はScope3のGHG排出量と、 その関連リスクについて開示する	0	0	
標	組織が気候関連リスク及び機会を管理するために用いる目標及び目標に 対する実績について説明する	_	0	0

【TCFDを取り巻く開示フレームワークについて(3/3)】 特に、CDPは2018年質問書をTCFDに対応させており、TCFDとの関係性が強い

- TCFDの開示フレームワークは既存のフレームワークであるGRI、CDP、IIRC等を参照している
- 特にCDPは2018年より質問項目をTCFDと整合させているため、TCFD推奨の開示項目を網羅している

フレーム ワーク	TCFDへの対応状況
Global Reporting Initiative	 TCFDに対して「強く支持する」意思を示しており、TCFDとGRIは、気候変動にフォーカスし、ガバナンスに重点を置いているという点で共通の特性を持つと述べている GRIフレームワークがTCFDに対応する動向は現時点では特にない
INTEGRATED (IR)	 TCFDに対して、気候変動リスクを主流のビジネス及び投資家の意思決定に統合させ、レジリエンスを向上させ、リスクを削減させることができると歓迎 TCFD実践のためのサポートを行うとしているが、IIRCフレームワークがTCFDに対応する動向は現時点では特にない
DRIVING SUSTAINABLE ECONOMIES	 TCFDに関係したレポートを複数発表しており、CDP回答企業のTCFD実践のための調査結果も発表 (2018月3月2日) 「CDP 気候変動 2018年版質問書」をTCFDに沿った設問に改訂



【TCFDを取り巻く開示フレームワークについて:CDP】 Aランクを取得した企業が多数存在



- 「気候変動」「フォレスト」「ウォーター」について質問書を交付し、領域に対する情報開示と取組みを評価する
- 最も高い評価である「Aランク」を取得した日本企業の数は13社であり、アメリカに次いで2番目に多かった

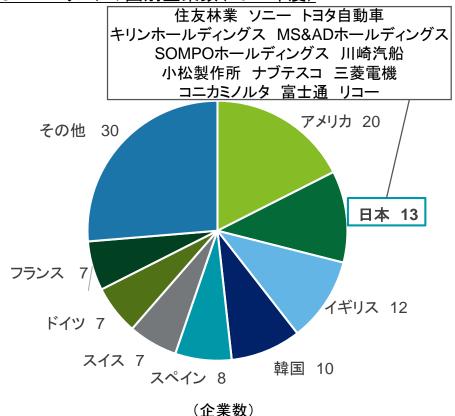
「気候変動」「フォレスト」「ウォーター」について 質問書を交付し、回答をもとに企業を評価

- 2000年に「気候変動がもたらす重要なリスクと機会に ついて、投資家に情報を提供すること」「それらの問題 が企業価値に与える影響について、株主が重大な関心 を持っていることを企業経営層に知らせること」を目的 に設立される
- 主な活動領域は「気候変動」「フォレスト(森林)」 「ウォーター(水)」
- 各地域の大手企業や各企業セクターの代表企業などを対象に質問書を交付し、回答をもとに企業のそれぞれの領域における対応を、ディスクロージャースコアとパフォーマンススコアの2種のスコアで評価(下表参照)

評価項目	評価方法
ディスクロージャースコア	• 質問書に対する適切な情報開示ができて いるか評価される
	• 内部情報管理、事業に関連する気候変動問題に対するリスクや機会についての理解が深いことが高評価につながる
パフォーマンススコア	• 気候変動に対して望ましい対策を取っているか評価される
	• ディスクロージャースコアが50点以上の 企業を対象としてスコアリングをおこなう

最も高い評価である「CDP Aランク」を取得した企業は 114企業あり、そのうち日本企業は13社であった

CDP Aリストの国別企業数(2017年度)



(出所)CDP ホームページ

【TCFDを取り巻く開示フレームワークについて:GRI】 サステナビリティ情報開示の主流であり、数多くの企業がフレームワークを利用



- サステナビリティ・レポートの基準として主流であり、2018年にはグローバルな基準 GRI Standardsの適用を開始
- グローバル全体で3000以上の企業がGRIフレームワークと利用した情報開示をおこなっている

マルチステークホルダーを対象とした、 サステナビリティ・レポートの基準として主流である

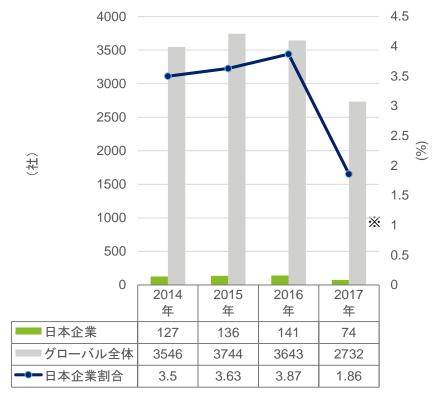
- 2000年にサステナビリティ報告書のガイドラインの第 1版を公表し、2018年7月よりグローバルなサステナ ビリティ基準GRI Standardsの適用を開始
- 経済・環境・社会に与えるインパクトを組織が報告できるようにし、原材料・エネルギー・水・生物多様性・排出量・廃水・廃棄物・環境コンプライアンス・サプライヤ環境評価に関する情報の提供をおこなうことが目的
- マルチステークホルダー向けのフレームワークになっており、サステナビリティ・レポートの基準として主流であるといえる
- GRI Standardsの開示項目は以下の通り

項目	内容詳細
	基礎(Foundation)
共通	一般開示事項 (General Disclosures)
	マネジメント手法 (Management Approach)
	経済に関するスタンダード (Economic)
項目別	環境に関するスタンダード (Environmental)
	社会に関するスタンダード (Social)

(出所)GRI ホームページ

グローバル全体で3000以上の企業がフレームワークを 利用しているが、準拠数の推移は横ばいである

GRIレポート準拠数の推移



※2018年7月28日時点のため参考数値として記載

※2018年7月よりGRIスタンダードに移行する影響も想定される

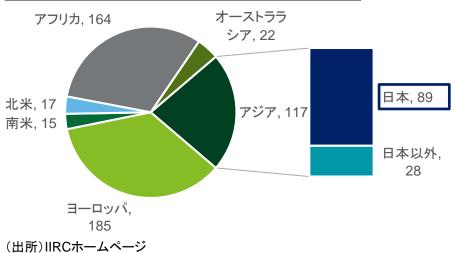
【TCFDを取り巻く開示フレームワークについて:GRI】 財務・非財務情報を提供するための国際的なフレームワークであるが、 気候変動に関する項目の見直しに関する言及なし



フレームワーク概要

- 組織の持続可能な業績に関する統合された、簡潔・明瞭で、比較可能性のある財務情報および非財務情報を提供するための国際的な財務報告フレームワークの開発を目的としており、7つの指導原則と9つの内容要素でフレームワークが構成されている。
- 2015年より現行のフレームワークに関する意見募集を行い、2017年10月に募集意見を踏まえた今後のステップを発表。その際気候変動に関する項目については言及されず

フレームワーク活用企業数(2018年7月現在)



開示が求められる内容

内容要素	内容要素の概要
組織概要と 外部環境	企業理念、経営体制、企業の強みなどの企業に ついての情報と、経済社会情勢や市場動向など の外部環境についての情報
ガバナンス	企業価値を高めるための企業体制、戦略の実行 を担保するガバナンス責任者のスキル、経験、責 任、報酬体系に関する情報
ビジネスモデル	企業価値を創造する仕組みに関する情報
リスクと機会	企業の短、中、長期の価値創造能力に影響を及 ぼす外部環境、内部環境に起因するリスクとリス ク低減方法、機会。機会は、リスクを克服すること で生じるものもある
戦略と 資源配分	企業の短、中、長期にわたる戦略目標および当該 目標を達成するために、企業の保有する経営資 源をどのように割り当てていくかに関する情報
実績	戦略目標の達成度合いに関する定量・定性情報、 また結果として増加した企業価値に関する情報
見通し	戦略を遂行するに当たり、短・中・長期的にどのような課題や不確実性に直面する可能性が高いか
作成と表示	どのように統合報告書に含む事象を決定するか、 また、それらの事象はどのように定量化または評価されるか

【気候変動を取り巻く各イニシアティブの動向:その他(ISO)】

IŞO

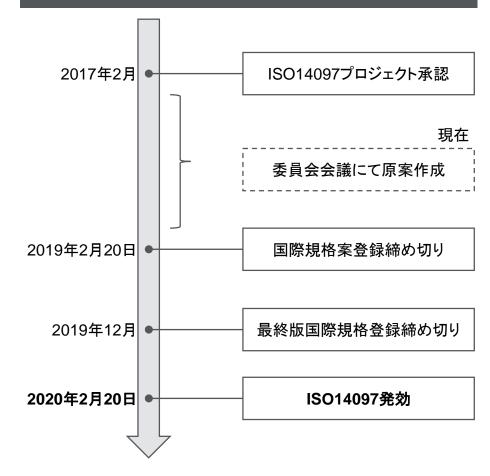
ISO: 気候変動の内容を含む新規定ISO14097を発効する予定である

● ISO(国際標準化機構)は、気候変動に関する投資と財務活動の評価・報告のための枠組みと原則を規定する ISO14097を作成中である

パリ協定の目標達成に向けた投資のための枠組み・原則であり、フランスの第173条やTCFDについても対応する

- パリ協定の目標達成に向け技術革新や技術の普及 促進のための投資が必要になるため、気候変動に関 する投資と財務(資金調達)活動の評価・報告のため の枠組みと原則について規定
- TCFDの推奨やフランスの第173条、その他気候変動 に関する開示にも対応
- UNFCCが事務局を務め、UNJCCC事務局
 Massamba Thioye氏と2°C Investing Initiative CEO
 のStan Dupre氏が共同会合責任者を務める
- ISO 14097の具体的な報告・評価内容は以下の通り
- ① 実体経済におけるGHG排出動向に対する投資決定 の影響
- ② 低炭素社会への移行経路と気候変動対策目標との 投資と資金調達決定の整合性
- ③ 気候変動対策目標や気候変動政策に起因する金融 商品所有者の財務リスク

ISO14097は2020年2月20日に発効予定である





デロイトトーマッグループは日本におけるデロイトトウシュトーマッリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマッ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッコンサルティング合同会社、デロイトトーマッファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマップを表し、アロイトトーマップアイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマップアイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマッコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマッグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループWebサイト(www.deloitte.com/ip)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitterもご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または "Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited